

- ・エネルギーミックスにおける省エネ対策
- ・FIT制度見直しの概要

平成28年2月10日

近畿経済産業局

エネルギー対策課

Ministry of Economy, Trade and Industry

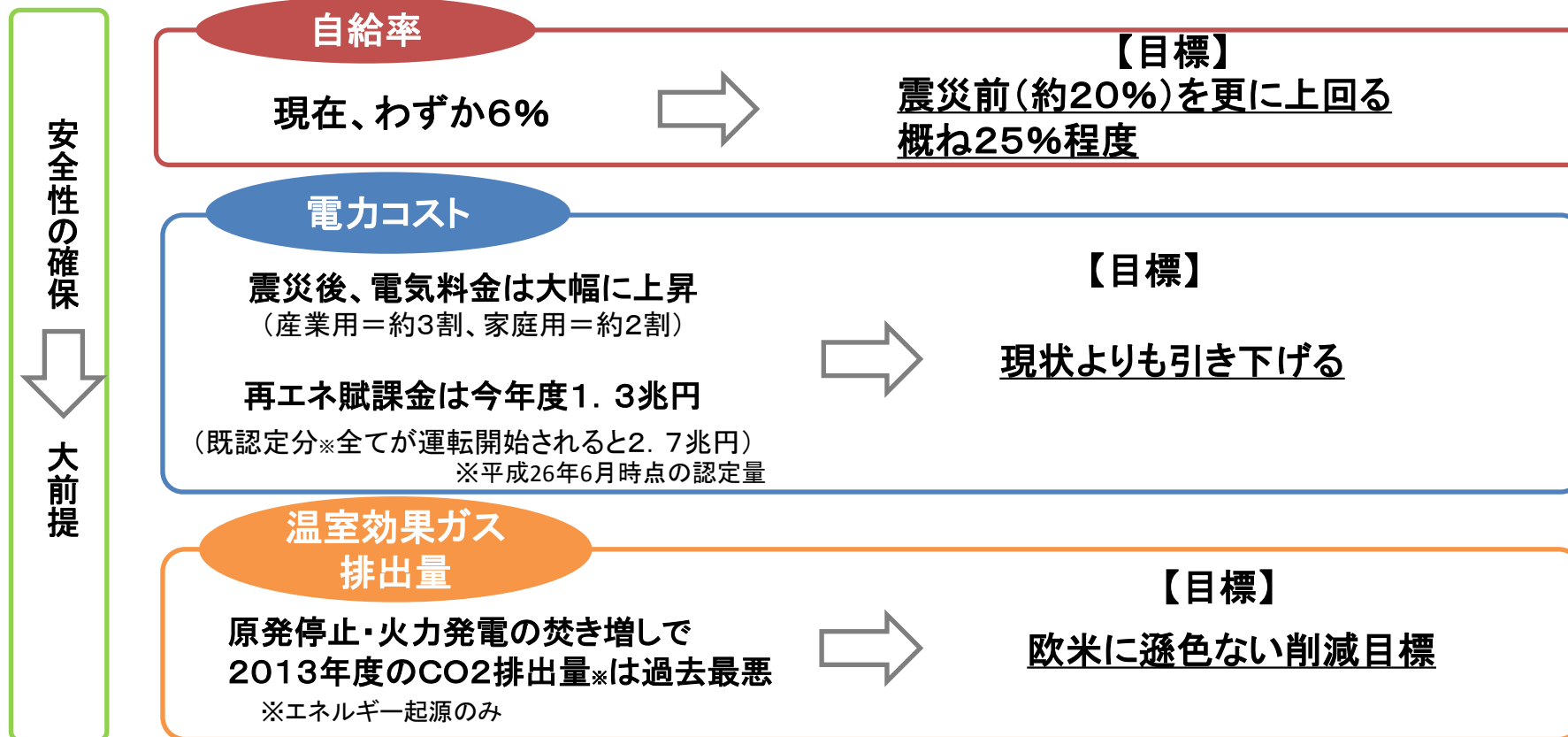
Kansai Bureau of Economy, Trade and Industry

Energy Policy Division

長期エネルギー需給見通し（平成27年7月決定）

- 長期エネルギー需給見通しは、エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合（以下、「3E+S」）について達成すべき政策目標を想定した上で、（政策の基本的な方向性に基づいて）施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すもの。
- マクロの経済指標や産業動向等を踏まえた需要想定を前提にした見通しであるとともに、対策や技術等裏付けとなる施策の積み上げに基づいた実行可能なものであることが求められる。
- なお、今般の長期エネルギー需給見通しは、エネルギー基本計画を踏まえ、中長期的な視点から、2030年のエネルギー需給構造の見通しを策定する。

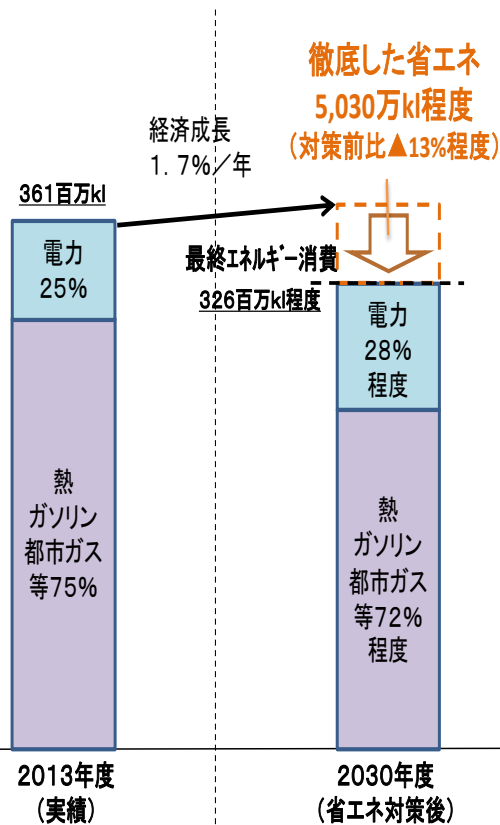
3E+Sについての具体的な目標水準



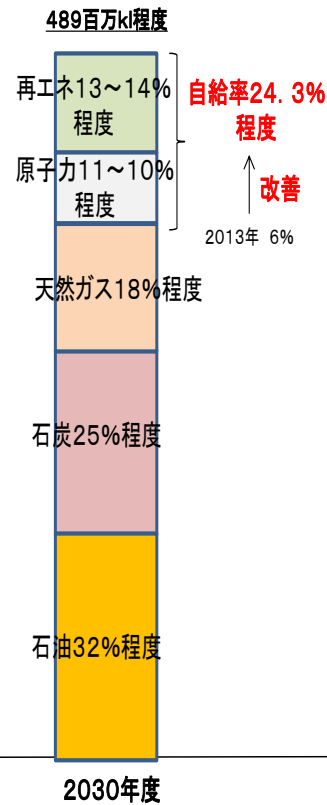
2030年のエネルギー需給構造の見直し

(1) エネルギー需要及び一次エネルギー供給構造

エネルギー需要

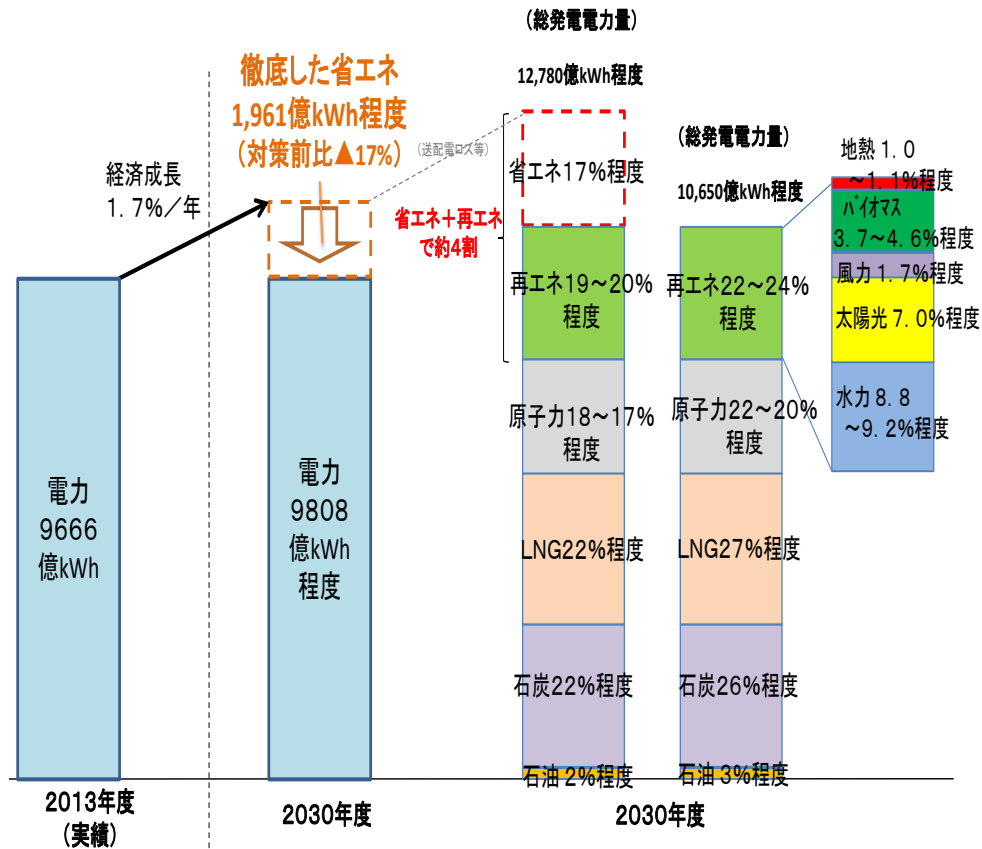


一次エネルギー供給



(2) 電源構成

電力需要



再生可能エネルギーの最大限の導入：導入見通し

○2030年度の再生可能エネルギーの導入量は、合計で、**2,366～2,515億kWh程度(22～24%程度)**の導入と**2013年度の約2倍、水力を除くと約4倍**の導入を見込む。

○その際のFIT買取費用は、約3.7兆円～約4兆円程度と見込まれ、電力コストを現状よりも引き下げる範囲で最大限導入。

地熱・水力・バイオマス

○環境面や立地面、燃料供給面での制約を踏まえつつ、実現可能な最大限まで導入。こうした制約が克服された場合には、導入量は、さらに伸びる事が想定される。

風力・太陽光（自然変動再エネ）

○国民負担の抑制とのバランスを踏まえつつ、電力コストを現状(9.7兆円)よりも引き下げる範囲で最大限導入。

(2013年度発電電力量)

(2030年度発電電力量)

地熱 26億kWh
【約52万kW】

約4倍

102～113
億kWh程度
(1.0～1.1%程度)
【約155万kW】

約3倍

394～490
億kWh程度
(3.7～4.6%程度)
【約602～728万kW】

バイオマス 176億kWh
【約252万kW】

水力 849億kWh
【約4,650万kW】

939～981
億kWh程度
(8.8～9.2%程度)
【約4,847～4,931万kW】

(2013年度発電電力量)

(2030年度発電電力量)

太陽光 114億kWh
【約2,100万kW】

約7倍

749
億kWh程度
(7.0%程度)
【約6,400万kW】

風力 52億kWh
【約270万kW】

約4倍

182
億kWh程度
(1.7%程度)
【約1,000万kW】

1. エネルギーミックスにおける省エネルギー対策

省エネルギー対策

- 各部門における省エネルギー対策の積み上げにより、5,030万KL程度の省エネルギーを実現する。

<各部門における主な省エネ対策>

産業部門 <▲1,042万KL程度>

- ▶ 主要4業種(鉄鋼、化学、セメント、紙・パルプ) ⇒ 低炭素社会実行計画の推進
- ▶ **工場のエネルギーマネジメントの徹底**
⇒ 製造ラインの見える化を通じたエネルギー効率の改善
- ▶ 革新的技術の開発・導入
⇒ 環境調和型製鉄プロセス(COURSE50)の導入
(鉄鉱石水素還元、高炉ガスCO2分離等により約30%のCO2を削減)
二酸化炭素原料化技術の導入 等
(二酸化炭素と水を原料とし、太陽エネルギーを用いて基幹化学品を製造)
- ▶ 業種横断的に高効率設備を導入
⇒ 低炭素工業炉、高性能ボイラ 等

運輸部門 <▲1,607万KL程度>

- ▶ 次世代自動車の普及、燃費改善
⇒ 2台に1台が次世代自動車に
⇒ 燃料電池自動車:年間販売最大10万台以上
- ▶ 交通流対策

業務部門 <▲1,226万KL程度>

- ▶ 建築物の省エネ化
⇒ 新築建築物に対する省エネ基準適合義務化
- ▶ LED照明・有機ELの導入
⇒ LED等高効率照明の普及
- ▶ **BEMSによる見える化・エネルギーマネジメント**
⇒ 約半数の建築物に導入
- ▶ 国民運動の推進

家庭部門 <▲1,160万KL程度>

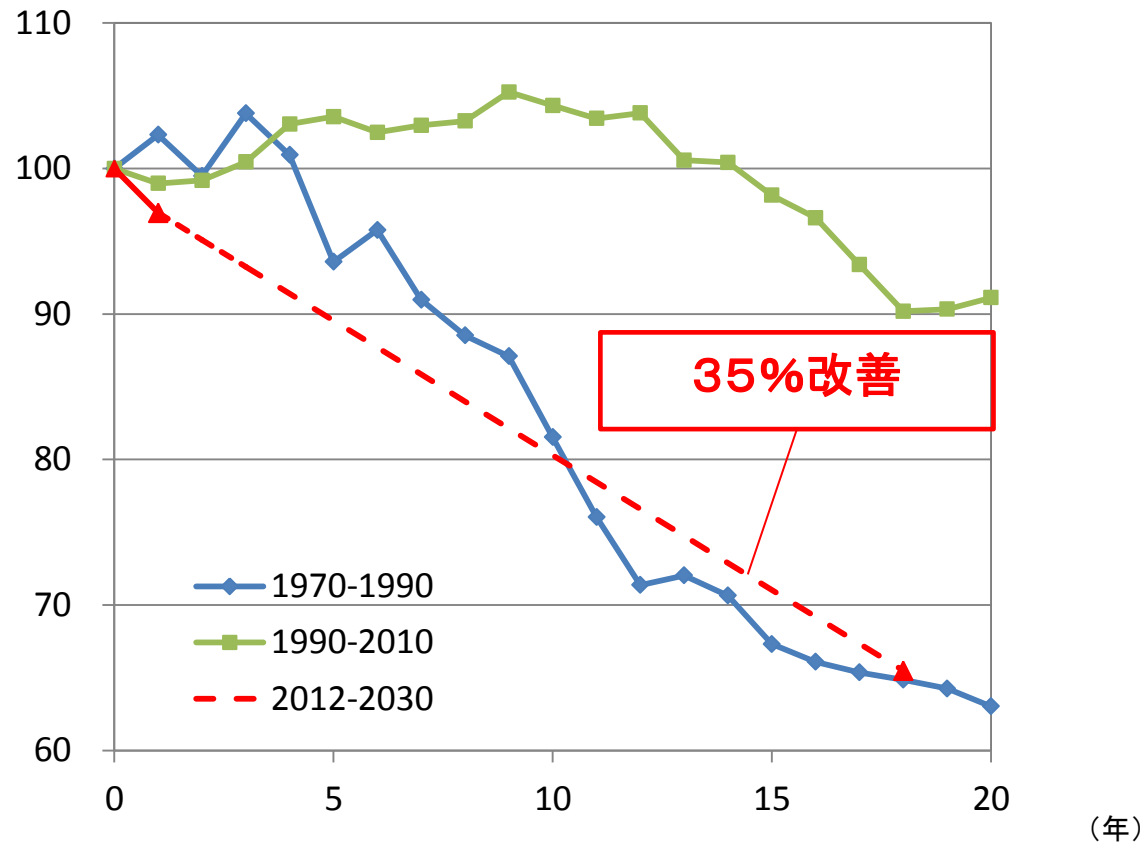
- ▶ 住宅の省エネ化
⇒ 新築住宅に対する省エネ基準適合義務化
- ▶ LED照明・有機ELの導入
⇒ LED等高効率照明の普及
- ▶ **HEMSによる見える化・エネルギーマネジメント**
⇒ 全世帯に導入
- ▶ 国民運動の推進

エネルギー消費効率の改善

○省エネルギー対策を徹底して進めた後のエネルギー需要の見通しは、最終エネルギー消費 326百万kL程度(対策前比▲13%)。

○これらの対策の積み上げにより、石油危機後並みの大幅なエネルギー効率改善を実現。

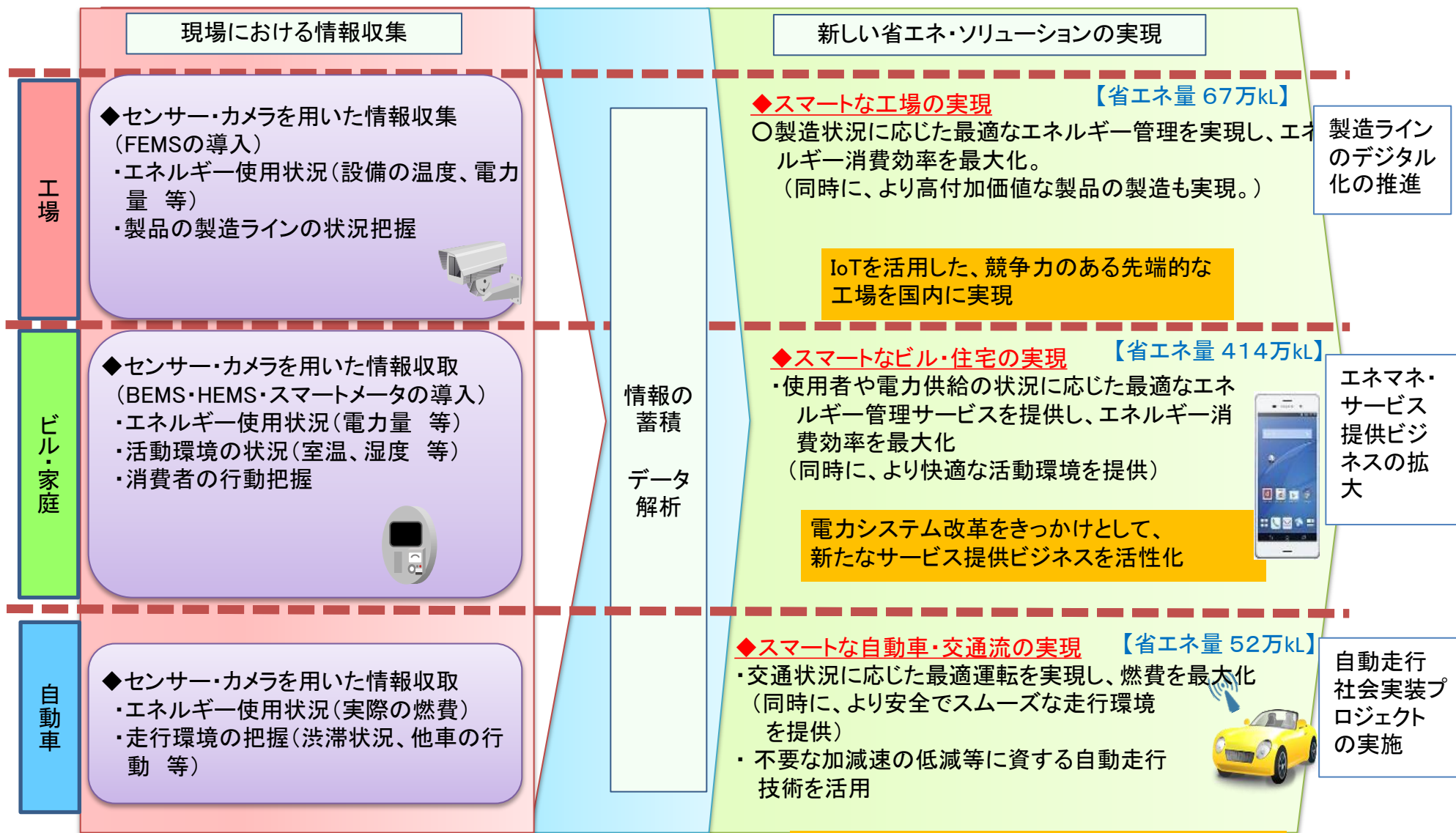
【エネルギー効率の改善】



エネルギー効率 = 最終エネルギー消費量 / 実質GDP

エネルギーマネジメントの全体像

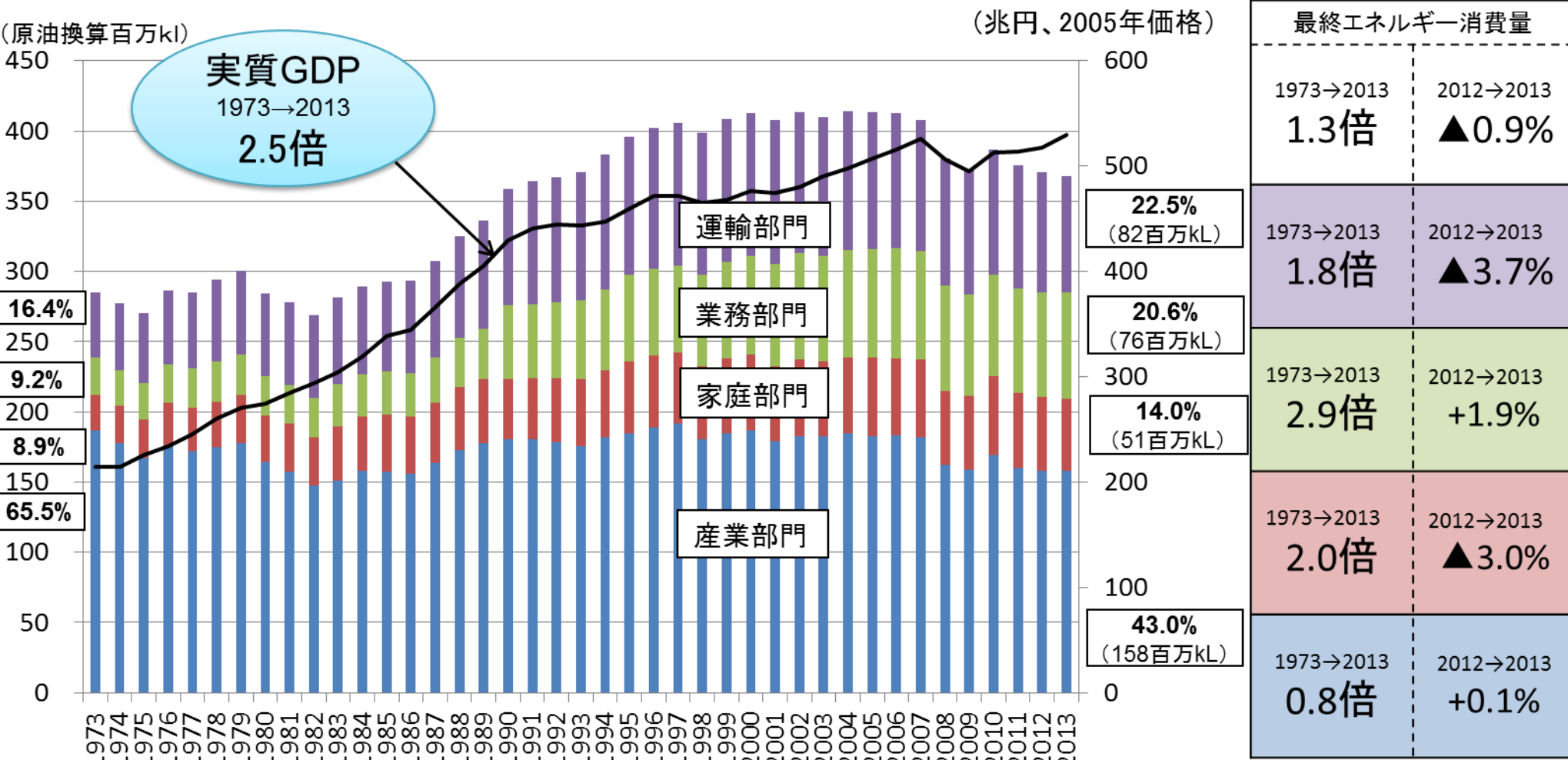
エネルギーマネジメントの実現 ～「我慢の省エネ」から「スマートな省エネ」へ



自動走行技術等の先端技術を国内にて活用

我が国のエネルギー消費状況

- 石油危機以降、GDPは2.5倍に増加したにもかかわらず、産業部門はエネルギー消費量が2割近く減少。一方、民生部門は大きく増加（業務部門2.9倍、家庭部門2.0倍）。
- 産業部門は依然として、全体の4割の消費量を占める。



(注) 部門別最終エネルギー消費のうち、業務部門及び産業部門の一部(非製造業、食料品製造業、他業種・中小製造業)については、産業連関表(2005年実績が最新)及び国民経済計算等から推計した推計値を用いており、統計の技術的な要因から、業務部門における震災以降の短期的な消費の減少は十分に反映されていない。

省エネ法の変遷

工場



事業場



運輸



住宅・建築物



1947 熱管理法制定(石炭・重油)

1979 省エネ法制定

- エネルギー(熱・電気)管理指定工場の指定
- 住宅・建築物分野、機械器具分野の判断基準制定

石油危機を契機に制定

1983 省エネ法改正

- エネルギー管理士試験の導入

原単位の年平均1%以上改善の努力目標

1993 省エネ法改正

- 基本方針の策定
- 定期報告書制度の導入

1998 省エネ法改正

- 機械器具や自動車へのトップランナー制度の導入
【民生部門対策(製品規制)、運輸部門対策(燃費規制)】

1993 省エネ法改正

- 特定建築物(住宅を除く)の新築増改築に係る指示・公表の対象化

1998 省エネ法改正

- エネルギー管理指定工場の拡充

2002 省エネ法改正

- 業務部門(事業場)の定期報告導入

2002 省エネ法改正

- 特定建築物(住宅を除く)の省エネ措置の届出義務化

2005 省エネ法改正

- 熱・電気一体管理の導入

2005 省エネ法改正

- 輸送部門に規制対象拡充

2005 省エネ法改正

- 特定建築物に住宅を追加
- 大規模修繕の追加 等

2008 省エネ法改正

- 事業者単位の導入(フランチャイズチェーンの規制対象化等)
- セクター別ベンチマーク制度の導入【産業部門対策】

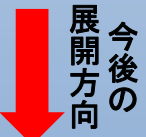
特定の業種・分野について、中長期的に目指すべき水準=ベンチマークを設定

2008 省エネ法改正

- 特定建築物の規制強化
※第1種:命令の追加、第2種:勧告の追加
- 住宅事業建築主の性能向上努力義務の追加

2013 省エネ法改正

- 需要家の電力ピーク対策
- 建築材料等へのトップランナー制度の導入【民生部門対策】



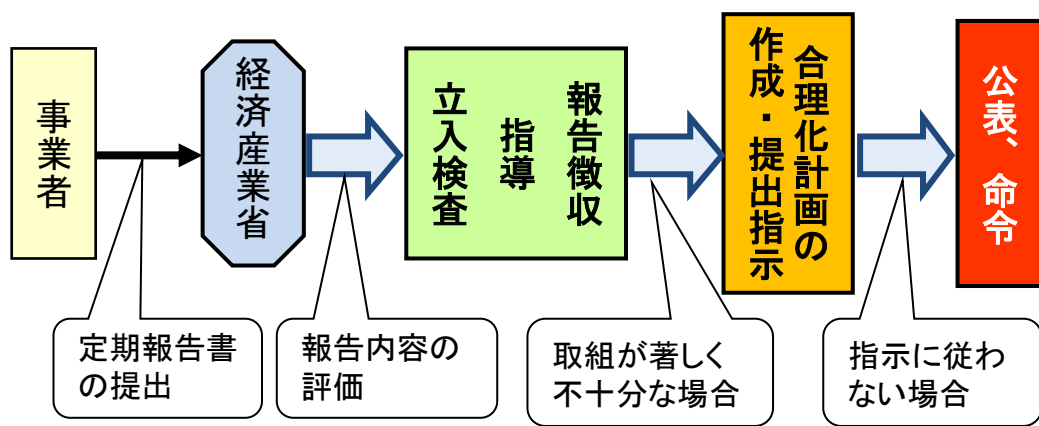
セクター別ベンチマーク制度の見直し・拡大【工場・事業場】

自動車トップランナーの燃費規制の強化【運輸】

住宅・建築物の省エネ基準適合義務化【住宅・建築物】
※大規模非住宅から段階的に実施。

省エネ法に基づく特定事業者等に対する措置

- 特定事業者及び特定連鎖化事業者(以下「特定事業者等」という。)から提出された定期報告書等に記載された内容に基づき、工場等判断基準の遵守状況やエネルギー消費原単位の改善状況に問題のある特定事業者等に対して、指導等を実施。



<定期報告書記載内容>

- 省エネ措置の取組状況
- エネルギー消費原単位の推移
- ベンチマーク指標の状況(対象業種のみ)

○省エネ措置に係る判断基準:

エネルギー管理に関する遵守事項を、判断基準(告示)で規定。

➤ 事業者全体としての省エネ措置

- ・ 管理体制の整備
- ・ 責任者の配置
- ・ 省エネ目標等に関する取組方針の策定 等

➤ 各工場・事業場における省エネ措置

(例: 空気調和設備)

以下の事項等について、管理標準の設定・これに基づく管理の実施

- ・ 運転管理(運転時間、設定温度等)
- ・ 温度、湿度等の定期的な計測・記録
- ・ 設備の定期的な保守・点検

○努力目標: 年平均1%以上低減

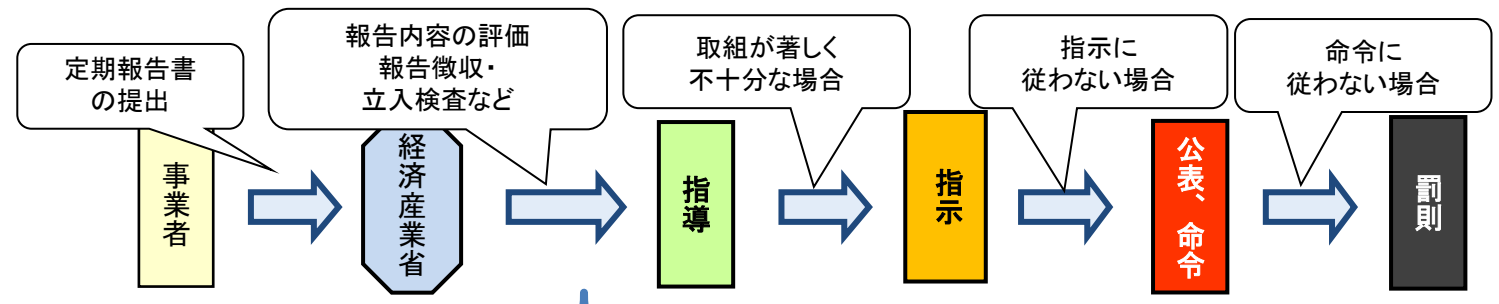
○ベンチマーク指標と目指すべき水準:

現在の設定業種: 鉄鋼、電力、セメント、製紙、石油精製、化学

目指すべき水準: 各業界で最も優れた事業者(1~2割)が満たす水準

※平成22年度~25年度において合計269件の指導等を実施。

定期報告の評価フローの明確化



定期報告の評価フロー中の事業者のクラス分け

省エネ取組が進んでいる事業者 (1200社程度 上位10%程度)
 一定の水準を上回って省エネ取組進んでいる事業者が対象。

【水準案】
 エネルギー消費原単位が5年間にわたって継続的に年1%ずつ低減

【対応】
 対象事業者について、省エネ取組に積極的な事業者として経産省HPなどで公表する。

一般的な事業者 (10000社程度 中位80%程度)
 一般的な事業者が対象。

【対応】
 従来のとおり。

省エネ取組が停滞している事業者 (1200社程度 下位10%程度)
 一定の水準を下回り、省エネ取組が停滞している事業者が対象。

【水準案】
 エネルギー消費原単位が3年間にわたって継続的に増加、かつ、5年間平均で年1%低減の未達成

【対応】
 対象事業者に対し、注意を促す文書を送付し、現地調査を重点的に実施する。

省エネ取組に注意を要する事業者 (50社程度 最下位0.5%程度)
 特に取組が不十分である事業者が対象。

【水準案】
 左記の省エネ取組が停滞している事業者の中でも、特に判断基準の遵守状況が不十分

【対応】
 対象事業者に対し、省エネ法第6条に基づく指導を行った上で、対象事業者の傾向を分析し、次年度以降の対応にフィードバックするほか、必要に応じて対象事業者のヒアリングを行う。

ベンチマーク制度の目標達成者も該当

ベンチマーク制度の目標達成者は該当しない

ベンチマーク制度の目標達成者は該当しない

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

平成27年度補正予算案額 **442.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、中小企業等の省エネ効果が高い設備への更新を重点的に支援します。
- 「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月）における省エネ量の根拠となった産業・業務用の設備を中心に対象とします。なお、対象設備がトップランナー制度対象の場合は、トップランナー基準※¹以上の設備を補助対象にします。
- 高効率な省エネ設備への更新により、中小企業等の事業の生産性や省エネ性能を向上させ、競争力の強化につなげます。

※¹ 指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の見込み等を参考に定められたエネルギー消費効率の基準

成果目標

- 長期エネルギー需給見通しにおける省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指し、省エネ設備の更新を支援することで、約1,200億円を超える国内設備投資を創出するとともに、エネルギーコストの削減を通じて、中小企業等の生産性を向上させ、企業の競争力を強化します。

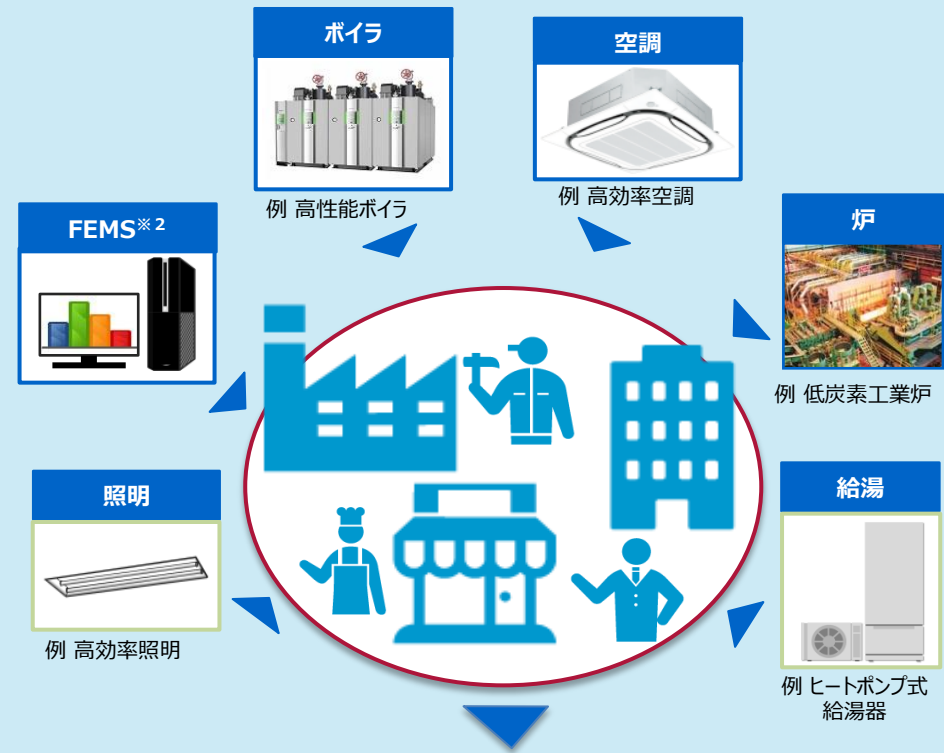
条件（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助対象者
全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

事業イメージ

省エネルギー設備への更新等を支援



生産性・省エネ性の向上

競争力強化

※² FEMS（ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム）：
工場におけるエネルギー管理を支援するシステム

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

平成28年度予算案額 515.0億円 (410.0億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 既設設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等に向けた改修、エネルギー管理システム（EMS）の導入により、工場・事業場単位での省エネ・電力ピーク対策や事業者間の省エネ対策を行う際に必要となる費用を補助します。
- その際、省エネ法との連携を重視し、より高い水準の省エネの取組を促します。また、トップランナー制度対象機器を導入する場合、トップランナー基準※を満たす製品を対象を限定します。

※トップランナー基準

指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の見込み等を参考に定められたエネルギー消費効率の基準

成果目標

- 平成10年からの事業であり、申請時に計画された省エネ量が実績値としても100%を超えて確実に達成されることにより、2030年省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指します。

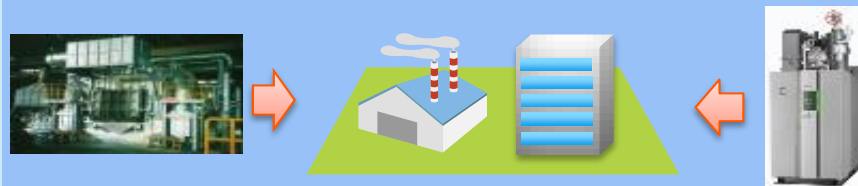
条件（対象者、対象行為、補助率等）



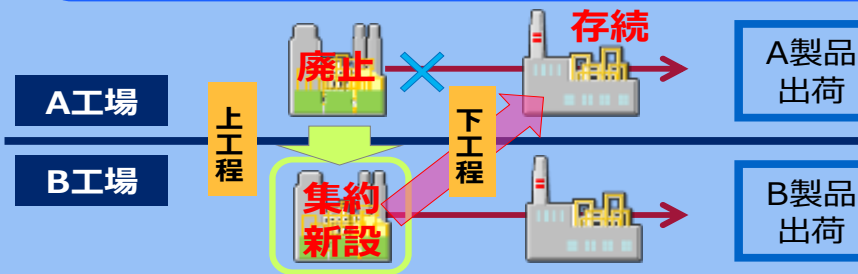
- 補助対象者
全業種、日本国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- 補助率
省エネ設備導入、電力ピーク対策事業 1/3以内
エネマネ事業者を活用した事業 1/2以内

事業イメージ

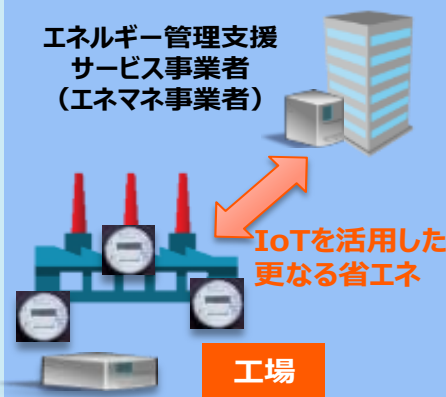
省エネ・電力ピーク対策事業



事業者間で一体となった省エネの取組



エネマネ事業者の活用



トップランナー制度対象機器の例

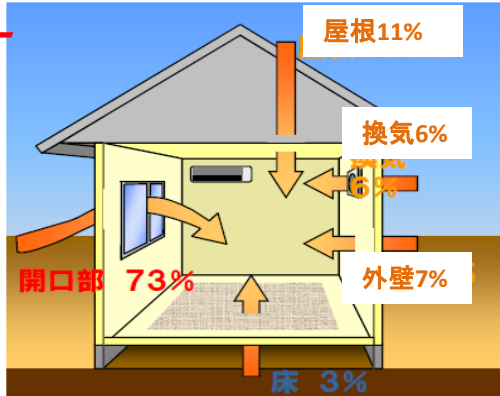


民生部門の対策強化(住宅・建築物の省エネ性能向上)

- 業務・家庭部門ではエネルギー消費量が大幅に増大。業務・家庭部門において無理なく、持続的な省エネを進めるためには住宅・建築物の省エネ性能を上げることが必要。
- 熱の出入りが大きい開口部や壁等に、高性能の窓や断熱材等を導入することで、住宅におけるエネルギー消費量の約4分の1を占める冷暖房や給湯の一部のエネルギー消費効率を改善することが可能。

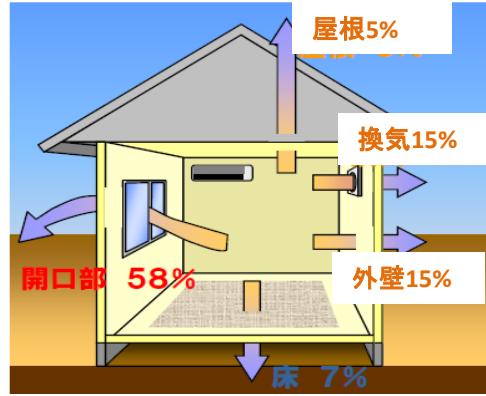
住宅の熱の出入り

夏



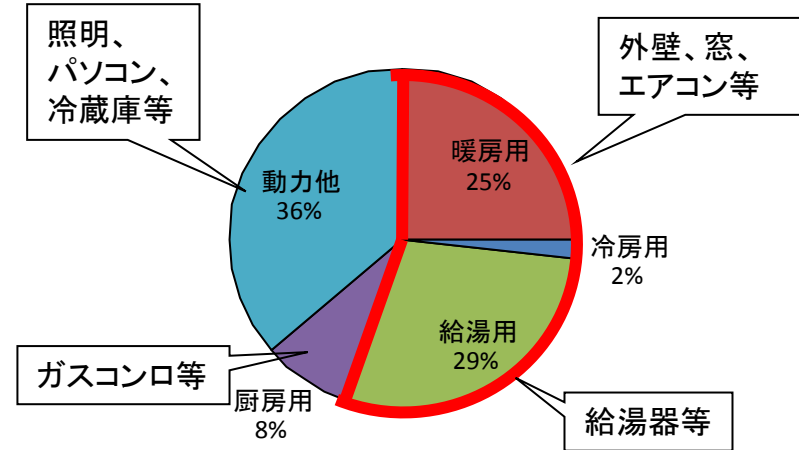
夏の冷房時(昼)に開口部や壁から熱が入る割合
94%

冬



冬の暖房時に開口部や壁等から熱が流出する割合
85%

住宅におけるエネルギー消費の内訳



出所) (一財) 日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧。」推計

出所) 2011年12月省エネルギー部会社団法人日本建材・住宅設備産業協会提出資料

<建築物のリフォーム例: 窓の交換>



住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化

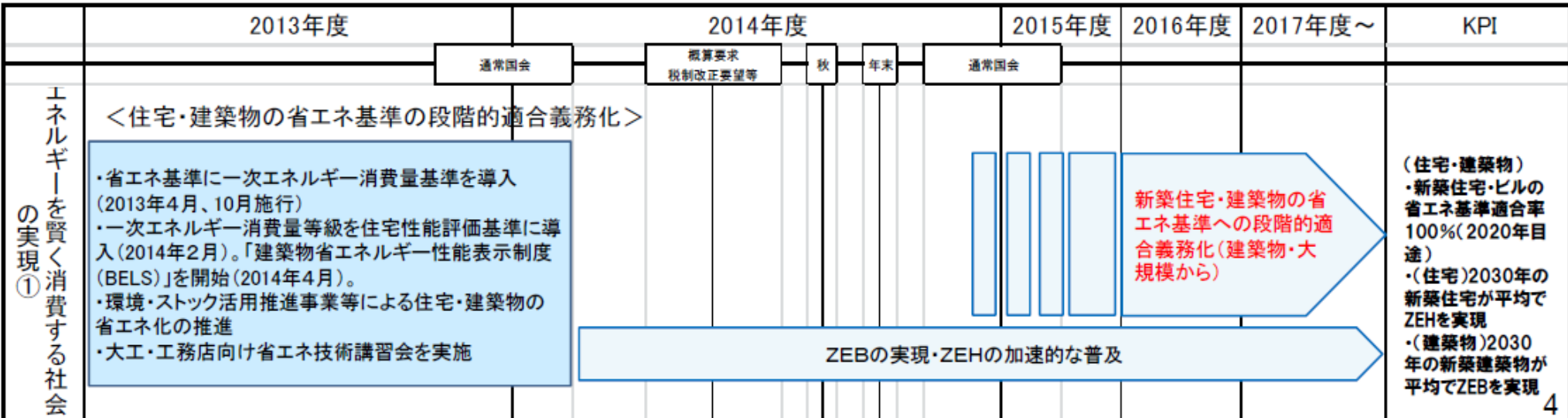
■ 住宅・建築物の省エネを一層進めるため、新築住宅・建築物について、2020年までに省エネ基準への適合を段階的に義務化することが閣議決定されている。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)抜粋

○住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化

- ・ 規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。

日本再興戦略中短期工程表



エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)抜粋

規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する。

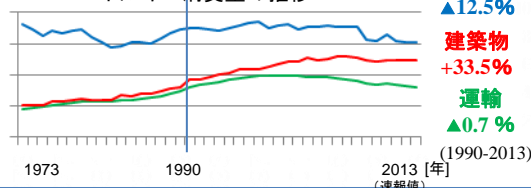
●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

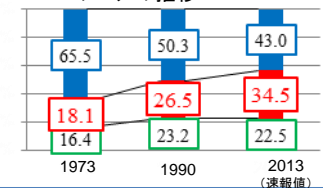
背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
- 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。

エネルギー消費量の推移



シェアの推移



→建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。

法案の概要

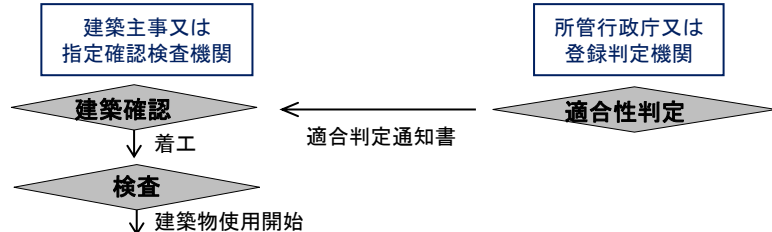
●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令: 300㎡) ※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
 <省エネ基準に適合しない場合>
 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅 *住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
 <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
 一定数(政令: 年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

誘導措置

エネルギー消費性能の表示

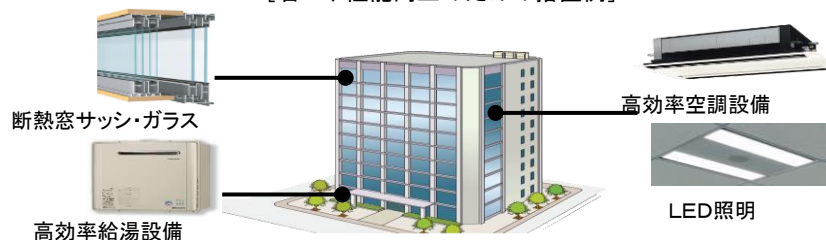
建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けられることができる。

* 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の●床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]



● 其他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

住宅省エネリノベーション促進事業

平成27年度補正予算案額 100.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するため、高性能※¹な窓、サッシ、断熱材等を用いた、住宅の所有者等による断熱改修を支援します。
- 戸建住宅においては、上記の断熱改修と同時に高性能※¹な家庭用設備（給湯設備等）を入れ替える場合、同設備の導入費用を支援します。

※¹ トップランナー制度対象設備の場合は、トップランナー基準*以上の設備を補助対象にします。

* 指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の見込み等を参考に定められたエネルギー消費効率の基準

成果目標

- 省エネ性能に優れた建材や家庭用設備を支援することで国内投資を促進し、高性能建材について2割の価格低減を目指すとともに、高断熱リノベーション件数の倍増を目指すことにより、長期エネルギー需給見通しにおける省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与します。

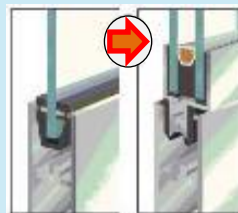
条件（対象者、対象行為、補助率等）



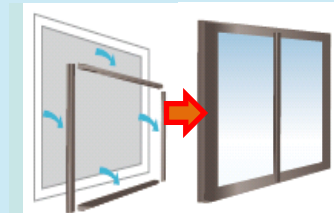
- 補助対象者
既築住宅の所有者等

事業イメージ

住宅の窓・サッシ・断熱材等の外皮改修、集合住宅の窓の改修



ガラスの交換



窓の取替え



天井・壁・床等の断熱改修

戸建住宅において上記の改修を同時に行う場合
以下の設備の導入費用を支援



家庭用蓄電池



高効率給湯設備 等

※¹ トップランナー制度対象設備の場合はトップランナー基準以上を対象とする

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

平成28年度予算案額 110.0億円 (7.6億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 【ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 支援事業】
2020年までに新築住宅の過半数をZ E H (※)とすることを旨とし、Z E Hの価格低減及びZ E Hの普及加速化のため、高性能建材や高性能設備機器、蓄電池等の組合せによるZ E Hの導入を支援します。
- 【ゼロ・エネルギー・ビル (Z E B) 実証事業】
2020年までにZ E B (※)を実現することを旨とし、そのガイドラインを作成するため、トップレベルの省エネルギーを実現する先進的な取組に対し、その構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援します。

※ Z E H / Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)
：年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる住宅/建築物

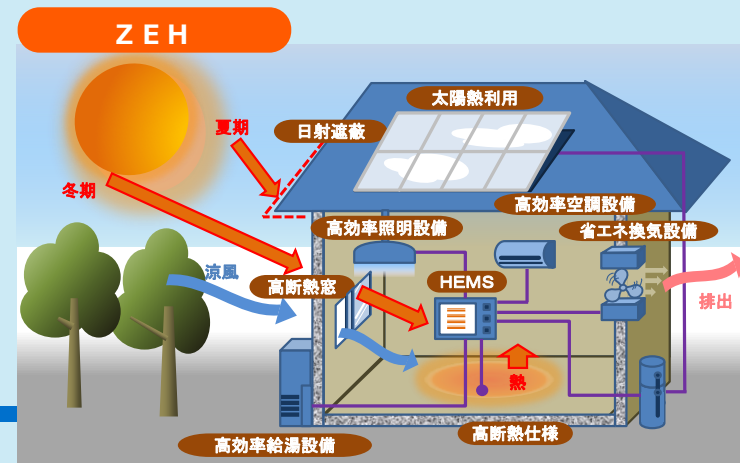
成果目標

- 住宅や建築物におけるエネルギーコスト削減に向け、省エネルギー性能の高い住宅や建築物の普及を促進することで2020年までに新築住宅の過半数のZ E H実現と建築物におけるZ E B実現を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ



Z E B実現に向けた先進的省エネルギー建築物



2. FIT制度見直しの概要

再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書（案）の概要 資料1

【制度見直しの目的】

エネルギーミックスにおける2030年の再生可能エネルギーの導入水準（22-24%）の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要

エネルギーミックスを踏まえた
電源間でバランスの取れた導入を促進
(現状：FIT認定量の約9割が事業用太陽光)

国民負担の抑制のため
コスト効率的な導入を促進
(現状：買取費用が約1.8兆円に到達)

電力システム改革の成果を生かした
効率的な電力の取引・流通を実現
(現状：電力系統面での制約が顕在化)

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

【制度見直しの方針】 ◎：法改正が必要な項目 ●：運用等で対応可能な項目

1. 認定制度の見直しと未稼働案件[※]への対応

- 報告徴収・聴聞手続きを通じた認定取消の取組を更に強化。
- ◎ 発電事業の実施可能性を確認した上でFIT認定する新しい認定制度を創設。
 - ✓ 系統への接続契約締結をFIT認定の要件とする（価格決定は認定時）。
 - ✓ 既認定案件は、運転開始済や接続契約締結等の要件を満たした案件は新しいFIT認定とみなし、その他の案件は改めて認定の取得を求める（系統入札等の場合は一定の猶予期間を検討）。

※認定済未稼働案件数：H24～25年度認定案件で約36万件

2. 長期安定的な発電を促す仕組み

- ◎ 事業者の適切な点検・保守や発電量の定期報告、事業後の廃棄・リサイクル等の遵守事項を定め、違反時の改善命令・認定取消を可能とする。
- ◎ 関係する土地利用規制等の遵守確認、認定情報の公表や地方自治体への提供スキームの構築に取り組む。

5. 電力システム改革を活かした導入拡大

- 「広域系統整備計画」に基づき、計画的な広域系統の整備を進める。
- ローカル系統の制約に対応するため、系統情報や工事費単価の公表を行う。また、引き続き、入札募集ルールを活用し、系統増強費用を共同負担。

3. コスト効率的な導入

- ◎ 中長期的な買取価格の目標を設定。
- ◎ トップランナー方式等のコスト効率的な買取価格決定方式から最適な方式を選択。
 - ✓ 事業用太陽光は入札方式（小規模に配慮し、大規模から対象化）
 - ✓ 住宅用太陽光や風力は予め価格低減スケジュールを設定する方式
- ◎ 賦課金減免制度は、持続可能な仕組みとすべく、賦課金活用により原資を確保しつつ、対象事業者の省エネの取組や国際競争力への影響等を確認（減免率についても検討）。

4. リードタイムの長い電源の導入拡大

- ◎ リードタイムの長い電源は数年先の認定案件の買取価格まで予め決定。
 - 環境アセスメント期間(通常3~4年)の半減等、必要な規制改革に取り組む。
 - FIT認定前であっても系統への接続申込ができるよう運用を変更。
 - 各電源毎の課題に応じた支援の在り方を検討。
 - ✓ 地熱・中小水力は、補助等も含め初期投資への支援を拡充することを検討。
 - ✓ バイオマスは、安定的な燃料調達に向けた支援を強化。

- ◎ FIT電源の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更し、より円滑に広域融通を進める。買取後の電気は市場経由以外に小売への直接引渡しも可能とする。

- 再生可能エネルギー事業者間で公平な出力制御ルールの整備に取り組む。